

Title	初期日独通交史の研究(三)
Sub Title	Early history of the intercourse between Japan and Germany (III)
Author	今宮, 新(Imamiya, Shin)
Publisher	三田史学会
Publication year	1962
Jtitle	史学 Vol.35, No.1 (1962. 6) ,p.1- 20
JaLC DOI	
Abstract	<p>The problems concerning the nomination of the Chief Delegate and the process of the preparation of the delegation were already discussed in the previous sections. The writer will treat in this section the following three points. (1) how much money was needed for this delegation. (2) the departure of this mission and its routes. (3) its travels and voyages as far as Japan. The Prussian Diet consented that the whole expenditure on this mission should be 350,000 Tallers, of which 340,000 Tallers for the direct expenses of the delegation, about 8,000 Tallers for those of gifts, and 150,000 Tallers could be disbursed within that financial year. Chief Delegate, von Eulemburg went to Paris to consult with Lord Elgin. Baron Gras and others, who had played leading roles in making Anglo-Japanese or Franco-Japanese Treaties. April, 1860. von Eulemburg was officially nominated by Emperor as Emboy Extraordinary and Ambassador Plenipotentiary, and was given the rights of commanding over the members of delegation, holding military demonstrations, and searching new colonies for Prussia. The two warships, with the main part of the Delegation on board, started from Prussian Ports from October to December, 1859. The Ambassador, with a few others, leaving Berlin in the middle of May, 1859, arrived in Egypt, via Vienna and Trieste. After staying there for a while, they started for Shingapole, meeting place of the Fleet and the Delegation. The Fleet and the Delegation arrived at Shingapole between June and July. They started there for Japan in the middle of August aud arrived in the Edo-Bay in the beginnings of September. The storm, which attacked them on the voyage to Japan, seemed to foretall the difficulties to come.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19620600-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

初期日独通交史の研究 (三)

今 宮 新

第二章 日普条約締結の研究

前号(二十四卷第三・四号)に於いて、本章の第一・二節を掲載したのであるが、本来は第三・四節も同時に発表すべきであった。然し都合によつて、途中で中断せざるを得なくなつた。従つて本号には、そのつゞきとして三・四節を掲載するのである。すでに前号にも記したように、本章は「日普条約締結の研究」と題してゐるけれども、その取り扱うところは、プロシヤ遣日使節の出発及びその日本到着までであつて、条約締結についての研究は、後日に期するつもりである。

第三節 プロシヤの遣日使節派遣準備 (三) (遣日使節の出発)

一八六〇年三月プロシヤ政府は、東亜遠征とその予算とを国会に提出して、両院はこの特別費を承認したのである。この時の大蔵大臣の演説は、中国、日本及びタイ諸国との通商条約を締結することの必要なる理由を、各方面より力説したものであつて、その内容は、一八五八年十二月商務大臣ハイトより軍令部にあてた書翰と、ほぼ同様のものであつ

て、その一部は、プロシヤ政府編纂の「プロシヤ極東遠征記」の序文をなすものである。而して大蔵大臣は、更にその予算の細目について説明し、総額を約三十五万ターレルとなし、本年度分として、総計十五万ターレルを支出することを要求しているのである。

次にこの時に可決されたプロシヤ極東遠征費の細目を記してみよう。

対 象	一度限り支出	継続支出月額
<p>1 (A) 使 節 団 使 節</p> <p>(a) 準 備 費 三、〇〇〇</p> <p>(b) 俸 給 年一二、〇〇〇ターレル、月額 一、〇〇〇</p> <p>(c) 交 際 費 六、〇〇〇ターレル、月額 五〇〇</p> <p>書記官 (ピーシエル)</p> <p>(a) 準 備 費 五〇〇</p> <p>(b) 俸 給 月額 二〇〇</p> <p>アタシエ三人 (フオン・ブランド、フオン・ブンゼン、 オイレンブルグ伯)</p> <p>(a) 準 備 費 (一人五〇〇ターレル) 一、五〇〇</p> <p>(b) 月 給 (一人一五〇ターレル) 四五〇</p> <p>使節団旅費</p> <p>(a) シンガポールまでの旅費</p>	<p>(単位ターレル)</p>	<p>(ターレル)</p>

2	1	7	6	5
				(1) 使節及びアタシエ三人分(一人 一、〇〇〇ターレル)
				(2) 使節付召使旅費
				(b) シンガポールよりの帰路費
				地上滞在費
				案内人、通訳、赤帽其他の費用
				贈品購入費
				(B) 商人団(ウオルフ、グルーベ、ヤコフ)
				(a) シンガポールまでの旅費(三人分)
				(b) 中国よりの帰路費(一人 一、二〇〇ターレル)
				(c) 船上賄費(一人 六〇〇ターレル)十八ヶ月分
				(d) 地上滞在費及び旅行費
				(c) 科学者団
				動物学者(フォン・マルテンス博士)
				(a) 研究準備費
				(b) 個人準備費
				(c) 月給
				植物学者(ウイヒュラ)
				(a) 研究準備費
				(b) 個人準備費
				計
				計
				四、〇〇〇
				五〇〇
				四、五〇〇
				二、〇〇〇
				一〇、〇〇〇
				八、〇〇〇
				三四、〇〇〇
				一、〇〇〇
				三、六〇〇
				一、八〇〇
				三、六〇〇
				一〇、〇〇〇
				計
				二、一五〇
				六二〇
				五〇〇
				五〇〇
				二〇〇

8	7	6	5	4	3
(b) 月 給	(c) 月 給	(a) 準 備 費	(a) 準 備 費	研 究 費 用	園 芸 家 (シ ョ ッ ト ミ ュ ラ ー)
(a) 準 備 費	(b) 月 給	(b) 月 給	(b) 月 給	滞 在 費	(c) 月 給
(b) 月 給	(a) 準 備 費	(a) 準 備 費	(a) 準 備 費	農 事 專 問 家 (マ ロ ン 博 士)	地 質 学 者 (男 爵 フ ォ ン ・ リ ヒ ト ホ ー フ ェ ン 博 士)
画 家 及 び 製 図 家 (ハ イ ネ)	旅 費 滞 在 費	旅 費 滞 在 費	旅 費 滞 在 費	旅 費 滞 在 費	旅 費 滞 在 費
リ ヒ ト ホ ー フ ェ ン 男 の ア ジ ヤ 通 過 帰 路 準 備 費、五 〇 〇 タ ー レ ル 及 び 帰 路 費、三、五 〇 〇 タ ー レ ル、合 計 四、〇 〇 〇 タ ー レ ル は 鉾 山 管 理 局 予 備 費 より 支 払 わ れ る	リ ヒ ト ホ ー フ ェ ン 男 の ア ジ ヤ 通 過 帰 路 準 備 費、五 〇 〇 タ ー レ ル 及 び 帰 路 費、三、五 〇 〇 タ ー レ ル、合 計 四、〇 〇 〇 タ ー レ ル は 鉾 山 管 理 局 予 備 費 より 支 払 わ れ る	リ ヒ ト ホ ー フ ェ ン 男 の ア ジ ヤ 通 過 帰 路 準 備 費、五 〇 〇 タ ー レ ル 及 び 帰 路 費、三、五 〇 〇 タ ー レ ル、合 計 四、〇 〇 〇 タ ー レ ル は 鉾 山 管 理 局 予 備 費 より 支 払 わ れ る	リ ヒ ト ホ ー フ ェ ン 男 の ア ジ ヤ 通 過 帰 路 準 備 費、五 〇 〇 タ ー レ ル 及 び 帰 路 費、三、五 〇 〇 タ ー レ ル、合 計 四、〇 〇 〇 タ ー レ ル は 鉾 山 管 理 局 予 備 費 より 支 払 わ れ る	リ ヒ ト ホ ー フ ェ ン 男 の ア ジ ヤ 通 過 帰 路 準 備 費、五 〇 〇 タ ー レ ル 及 び 帰 路 費、三、五 〇 〇 タ ー レ ル、合 計 四、〇 〇 〇 タ ー レ ル は 鉾 山 管 理 局 予 備 費 より 支 払 わ れ る	リ ヒ ト ホ ー フ ェ ン 男 の ア ジ ヤ 通 過 帰 路 準 備 費、五 〇 〇 タ ー レ ル 及 び 帰 路 費、三、五 〇 〇 タ ー レ ル、合 計 四、〇 〇 〇 タ ー レ ル は 鉾 山 管 理 局 予 備 費 より 支 払 わ れ る
二、〇〇〇	六〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇

對外発展の一段階として注目すべきものであらう。

然し以上の支出額がすべての費用ではなかつたのである。更にこれらの費用以外に、諸国に贈与する種々の贈物の費用が加算されるのである。日本及びタイに対する贈品、更にそれ以外に、贈り先の決定していない品目も計上されているが、次にその一例として、日本への贈品についての品目及び代価を記してみよう。

品 目	代	価
1 模型品類		
(a) ワイゼル河橋梁模型	商務大臣よりの贈品	
(b) 工場模型	商務大臣よりの贈品	
(c) プロシヤ王国内に於ける農家、城郭、大地主の居住模型	タール	七、
(d) ベルリン撮影図	四〇、	六
(e) 独乙建築紀念物撮影図	二四、	一、
(f) Schulz's Ordenschronik 装釘費	国王よりの贈品	三
(g) Lepsius Denkmäler aus Aegypten und Anthiopien, 12 Bände. 製釘費	二六四、	六
	国王よりの贈品	
2 地球儀	一八〇、	一
	一〇五、	一
3 天体儀	九五、	一
以上包装費	四三、	三

9	8	7	6	5	4
日本帝国の紋章ある捺印機	新考案の日時計	蒐集	独乙同盟諸国に於いて使用されている貨幣の蒐集	二人のアマゾーン像を主としたる裝飾付置物 裝飾付燈火用傘	国王肖像 額縁及び包装費
二八、	一二、	四七、	一、二六五、	七五、	二七五、
五、	一五、	三、	一、	一五、	二四、
六	七	七	七	七	七

以上の総計をみると、約二千五百八十四ターレルとなるのであつて、この外さらに、タイに対する贈品代価約千六百三ターレル余、及び贈り先きの未決定のものゝ代価約二千九百五十ターレルがあるのである。それらを総計すると、贈品代だけで約七千四百四十ターレルとなるのである。大蔵大臣は議会に於いて、これらの費用を約八千ターレルと説明し、上記の費用と合算して三十五万ターレルを要求しているのである。

一方使節オイレンブルグ伯は、日英通商条約及び天津条約等の締結の衝にあつたエルヂン卿 (Lord Elgin) がパリに滞在中であつたので、彼に面会してその意見を聴く目的を以て、三月十四日 (一八六〇年) パリに向けて出発したのである。

この両者の会談に於いて、第一に問題となつたのは、領事の性質に関する点であつた。エルヂン卿は、英国が専問の領事を設置しようとしていることを述べ、その理由として、商人に領事を委嘱した場合に、同地の他の商人と衝突を起すことが常例であるから、これを避けるためであると説明し、商人は条約によつて規定された諸条項を遂行すべき地位

にあるものでないと言つてゐるのである。但しこれまでに日・中兩國と条約を締結した諸国が、有給領事を兩國に置くことに意見が一致し、他の諸国にも強制的にこれに倣わしめるといふ説は誤りである。米国は条約を締結した直後に、廉東の一商人を領事に任命したが、後に他の商人と衝突を起したので、本職の領事を派遣することゝなつたのである。中国や日本に於いては、高給を支払う最高の本職領事一人を置き、他に無給領事を置くことを適當とするであらうと述べてゐる。またエルデン卿は、締結すべき条約については、その内容及び使用語までも、従来のものに従うべきことを主張し、彼はその日本との条約草案を全く改変して、殆んど文字通り米国の条約と同一のものにしたのであつたが、その理由は、日本人は特に新規の法律を採用することを躊躇するので、非常な困難を惹起する恐れがあつたためであると説明してゐる。エルデン卿は中国に対しては、条約締結の全権と北京朝廷への使節という二重の全権の資格を有してゐたのであるが、日本に対しては、何等の全権をも委任されていなかつたのである。英国皇帝より日本皇帝へ快走船を贈呈する使者となり、その機会をとらえて通商条約を締結することを提議したのであるが、日本政府はこれを承認するに至つたということ述べてゐるのである。

なおフランスの遣日使節があつたグロー (Baron Gros) は、オイレンブルグのパリ到着當時は病氣であつたが、後に面会して種々の意見を聴くことが出来た。更にまた外務大臣、東方海域提督、日本に渡航した船長等とも会談して、彼等から種々の注意を得ることが出来た。しかしてさらに中国地方に於いて、フランスはプロシヤに対して出来るだけの援助をおしまないという申出を受けてゐるのである。以上のようにその出發直前に於いて、英・仏兩國の遣日使節に面談して、彼等の体験を聞くことが出来たことは、オイレンブルグにとつて得る所が極めて多かつたものと考えられるのである。

かくて準備は殆んど完了し、関税同盟と日本、中国、タイ諸国との通商条約草案（中国四十二条、日本二十四条、タイ二十四条）も出来上つたので、これを同盟諸国に通達したのである。しかして一八六〇年四月九日に、国王はオイレンブルグを正式に特命全権大使に任命して、勅書を各国王に提出すべき全権を委任し、四月二十五日には、日本、中国、タイ諸国の皇帝宛の勅書が使節に渡されたのである。かくてオイレンブルグは四月末ベルリンを出発する予定となつたのであるが、彼は出発にあたつて、更に次の三箇条の要求を出しているのである。即ち、

- (1) 使節と艦隊司令官との権限を明確にすること。
- (2) 使節随員及び科学者、商人等に対する使節の権限を大ならしむること。
- (3) 必要已むを得ざる場合は、予算外の支出も認めらるべきこと。

この要求に対して、五月初めの勅書を以て、遠征の目的に関する諸事項、諸港に於ける滞在に関する事、乗員の割当に関する事、及び政治商業上の事項と航海軍事の事項が相関連する場合等に於いては、使節の決定に従うべきことを決定し、司令官は純粹の航海軍事に関する事だけを行うこととなし、更に予算外の支出も認め、また軍人以外の遠征参加者は全く使節の指揮に従い、もし反抗する者、または使用に堪えない者があつた場合には、それらの者をプロシヤに送還する権限を認めることとなつたのである。

しかしてまた同年五月十一日付の使節オイレンブルクに宛てた勅書は、次のような注目すべき内容をもっているのである。即ち、今度通商条約を締結しようとする東方諸国の中で、もし拒絶的な敵対的態度を明確にする国があつたならば、プロシヤの国旗を辱かしめない限りに於いて、その艦隊によつて、敵対示威運動を行う権限を与える。但し出来得べくんば、欧州諸国の艦隊と連合して行くことを望むものである。またプロシヤの植民地となるべき島嶼或は地域を、

太平洋または南米に物色することを希望するものである。司令官は、このような場合、貴下の請求に応ずべき指令を受けているのである。これを以てみれば、プロシヤ当局もまた、条約締結の目的を貫徹するためには、武力的示威を行うことを厭わなかつたものであり、しかも欧米列強に伍して、東方への殖民的発展を、この遠征の目的の中に置いていたことが知られるのである。

さてオイレンブルグは、四月末の出発予定日より約半月おくれて、一八六〇年（万延元年）五月十三日ベルリンを出発し、同十六日ウィーンに到着したのである。而して十九日にはオーストリア皇帝に拝謁し、二十一日にこゝを出発して同日トリエストに着いているのである。この時使節に随行して陸路をとつた人々は、アウグスト・オイレンブルグ伯、フォン・ブランド、フォン・ブンゼン博士、フォン・リヒトホーフエン博士、ベルグ、ハイネ、ウォルフ、シュピース等であつたが、これらの人々も同時にベルリンを出発しているのではない。次にこれらの人々の手記の二・三を記してみる。ブランドは次のように記している。

「使節及び三人のアタッシェ、即ち現在の宮内大臣、当時は第一近衛連隊の歩兵中尉であつたアウグスト・ツー・オイレンブルグ伯爵、フリードリッヒ・ウィルヘルム四世の有名な友人の子息であつて、後に総領事となつた故テオドル・フォン・ブンゼン博士、及び本回想録の筆者、更にまた遠征に参加した学者及び芸術家、即ち地質学者フォン・リヒトホーフエン博士、画家ベルグ、製図家ハイネ及び商人ウォルフとシュピース等は、エチプト、セイロン経由の陸路をとるに至つたのであるが、それは各個人の興味や趣好によるものであつた。自分はオイレンブルグ伯とプラーグ経由でウィーンに向つた。彼は伯父である使節を待つために、こゝに留まつたが、自分は一日でも永くエチプトに逗留するために、一人旅をつづけたのである。」(M. v. Brandt, *Drei-und-dreissig Jahre in Ost-Asien*, B. I. s. 11—12.)

また有名なハイネは、

「五月一日、旅行の準備が終つた。同日夕刻出發して、翌日ウィーンにつき、四月朝トリエストに到着した。」(W. Heine, *Eine Weltreise um die nördliche Hemisphäre in Verbindung mit der Ostasiatischen Expedition in den Jahren 1860 und 1861, Erster Theil*, s. 1.)

と記し、シュピースは、

「私はドレスデンで親友達に最後の別れをつけて、五月二日の夜中に古都ウィーンに向つた。途中私は自分の生涯に新しい時期の始つたことを感じた。そしてこれは恐らく私の全生涯を通じて最も重大なものであり、また内外ともに最も強い印象を与えたものであろう。……」

私はウィーンに数日滞在した。ドナウ河畔には、すでにそよ吹く南風が春の近づくのを告げつゝ吹いていた。五月八日の朝、山脈の峰より暖かい日の光に照らされて極めて美しいトリエストの港に、眼を遷した時、私の胸中は、楽しい希望にみだされた。そして私の思いは、照り映えたこの流れを越えて、遙か南の伝説に被うわれた東洋へ向つた。」(G. Spiess, *Die Expedition nach Ost-Asien*, s. 13-14.)

と記している。またオイレンブルグ自身の五月十三日の手紙には、

「昨日午後四時、私はオーガスト及びリヒトホーフエン君と共に、トリエストに於いて乗船した。」(Ost-Asien, 1860-62 in *Briefen des Grafen Fritz zu Eulenburg*, s. 1.)

とあるから、彼はウィーンから、オーガスト・オイレンブルグ及びリヒトホーフエンを随行したものと思われる。以上を以てても分かるように、陸路經由の人々の大部分は、各自勝手にエジプトに先行したのである。例えば、フォン・

ブランドとシュピースはトリエストで同船に乗り、途中地中海の一島からハイネがこの船に乗りこむという具合であったのである。そして彼等は、エジプトに滞在して見物しながら使節等の到着を待ったのである。

第四節 日普修好通商条約の締結

さて上述のように、永年にわたる東亜進出の企図を実現するために、プロシヤ政府は十分なる準備と多大なる費用とをかけて、その使節を出発せしめることとなつたのであるが、他方、永い間通商条約の締結を希望して、その運動を行つていた東亜在住の独乙人達は、この報知に接して、その多年の希望の実現を大いに歓迎し喜んでに相違ないと思う。然るに当時我国に在留していた独乙人の間には、この使節は、日本には渡来しないという噂が流布され、これが一般に信じられるようになったのである。その理由は、当時我国に外人殺傷事件が頻発していたこと、我國の対外貿易が不振であつたために、プロシヤ政府は、使節の日本への渡来を中止すべき命令を出したというのである。

このような風説は、相当根拠あるものとして、独乙人の間にひろまつたために、一八六〇年（万延元年）七月、横浜に居住していた九人の独乙人達が、プロシヤ外務大臣宛に歎願書を提出するに至つたのである。それをみると、彼等は、この風評の実現しないことを歎願して、イギリス、フランス、オランダ三国の代表機関の保護の下にある日本居住の独乙人の実情を述べ、正式でないこれらの外国代表者による保護は、日本政府の抗議によつて、何時でも中止されるものであり、もしプロシヤ使節の派遣が中止となり、永く外国の外交機関の保護を受けることとなれば、非常に不安な状態に置かれることを訴え、これは独乙商人及び商会にとつて一大損失となるものであつて、将来ある日本貿易から独乙人が駆逐されるものである、と記している。さらにまた同年八月に、彼等の提出した歎願書によると、イギリス外交機関

の保護は中止さるゝ状態となり、フランス、オランダ二国も、日本の要求があれば、同様の処置に出るものと考えられる。かくて日本に於ける独乙人の地位、財産等は、非常に不安な状態に瀕したから、使節の派遣は、万難を排して実現さるべきであり、もし万一その派遣が中止さるゝ場合には、プロシヤ政府当局より英・仏・蘭各国政府に対して、日本に於ける独乙人の保護を提議さるゝことを歎願し、現在我々独乙人は、非常な危険と不安の状態に置かれていゝから、何等かの手段によつて、それを救済してもらい度いと訴えているのである。さらにまた、「今や日本居住の独乙人は、その財産、商店を条約締結国の人々にまかせて、日本より退去せざるを得ない状態にある。」と記しているのは、或は幾分誇張されているかも知れないが、当時の我国に於ける独乙商人の状態が、如何なるものであつたかを想像せしむる一材料となるであらう。

然しながら、彼等が根拠あるものとして信じていたこの噂は、一の杞憂に過ぎなかつたのである。彼等が二度目の歎願書を発送してから一箇月も過ぎないうちに、即ち一八六〇年九月四日の夕刻に、プロシヤ使節オイレンブルグ一行の塔乗した「アルコールナ」号は、その姿を江戸湾に現わしたのである。待望久しい懐しい故国の使節を、この極東の一嶋国に迎えた在留独乙人の歓喜と、五箇月に垂んとする長途の旅を終えて、その目的地に初めて足を印した使節一行の喜びと安心とは、十分想像し得るところである。オイレンブルグはその江戸到着を家族に知らした手紙の中に於いて、

「江戸湾に於いて、火曜日、一八六〇年九月四日、夜十時、

夕刻六時四十五分、我々は江戸湾に投錨するに至つた。……錨が投下さるゝ音を聞いた時に、自分は何か異常な気分を感じた。幸いに大なる危険にも遭遇せず、我々は今や旅行の目的地に到着したのである。さあこれから私の仕事が始まるのである。うまく成功するかどうか。九時に帰営喇叭と共に、「今ぞみな神に謝せ」の音楽がなりひびいた。

私はそれを聞いて自然とひざまづいた。」(Ost-Asien, s. 63—64)
と記して、その無量の感慨をもらしているのである。

他の人々も、忘れがたい江戸到着の瞬間を種々に記しているのである、例えばクライヘルは、

「最初の夜、我々は全く日本政府から放任せられていた。九時に帰宮喇叭と共に「今ぞみな神に謝せ」との讚美歌が、深いしじまを破つて江戸湾にひびき渡つた、私はこの瞬間を決して忘れることが出来ないであろう。」(J. Kreyher, Die preussische Expedition nach Ost-Asien in den Jahren 1859-62. s. 87.)

と記し、またブランドは、

「アルコールの甲板は静寂そのものであつた。たゞ海測をする人々の叫び声と、船首からの蒸気によつて飛び散る海水が、しじまを破るのみであつた。遂に待ちに待つた投錨という命令がするどくはつきりと命ぜられ、そして一瞬の後、「今ぞみな神に謝せ」の古い讚美歌の旋律がひびき渡つた。この歌こそプロシヤの兵士達が、激戦の戦場に於いてたびたび歌つたものである。そして今や、嘗ては聖徒達も来たことのあるこの極東の一地域で、彼等及び我々についての厚い保護に対する感謝の意を天にまでひびかしたものである。この保護こそ、全旅行を通じて、特に最後の航海の数日間に於いて、安全に我々の最初の目的地に導いて下すつたものであつた。」(Brandt, 33 Jahre in Ost-Asien, B. 1. s. 87)

と記し、またかのシュピースも、

「私達は陸上の数多の燈火によつて、約四哩または五哩位へだつた市街が、大きく半円を整えて、この港にそつて広がつていることを認められた。なおその後、役人に乗せた数多の日本の小船が、国旗を調査するために来て、再び歸つて行つた。

此処にアルコール号は静かに錨を下ろしていた。我々の旅行の最も遠い目的地に到着したのである。我々の心中深くはなれなかつた事が達せられたのである。夢は現実となつたのである。次に如何なる印象と体験とがもたらされるかについては、誰一人として明確な予想をすることが出来なかつたので、我々は誰も確しかに異状な気分におそわれていた。我々の眼の前にある土地は、あたかも

私達がはずさなければならぬヴェールに包まれているようであつた。私達のよく知つてゐる北半球の星は、不思議なほど美しくまた澄みわたつて、温かい夜の中に輝いていた。地平線には烈しい稲妻かしてゐた。入港中の規則に従つて、帰営喇叭後九時に、「今ぞ皆な神に謝せ」という讚美歌が調子をそろいて吹奏された時、私と或る人々とは心に深く刻まれたこの一瞬、即ちそれは他の多くの事が、すでに忘れ去られ過去のものとなつてしまつても、白い点のような存在としてのこの一瞬を追想するに違ひないのである。」(Spiess, Die preuss. Expedition nach Ost-Asien, s. 133.)

と記しているのである。
「テーティス」号に塔乗して九月十三日に横浜に到着し、初めて日本人に接したマロン博士は、その印象を次のように記しているのである。

「三十分後日本のボートが舷側につき、同時に最初の日本の役人がタラップを登つて来た。それは我々がすぐれた文明国の住民として、文化や礼儀を与うべき人々であつた。然し我々の与えられた最初の印象は、それらの人々の礼儀作法は、この考え方を幾分躊躇せしむるものゝようであつた。彼等の顔貌からは教養がうかゞわれ、彼等の動作からはすぐれた社会的経験がにじみ出ていた。」(Dr. Maron, Japan und China, I. B. s. 13.)

この「テーティス」号が横浜に入港した時に、こゝに在留していた二人の独乙商が、同船を訪問しているが、彼等が故国の使節団員に会見したのは、これが最初である。同船に乗つていた一水夫は、その手紙に、初めて日本の土地が見えた時の状況を、次のように書き送つてゐる。

「前檣楼からの知らせがあるや否や、文官の方々、自然科学者、参事官、商人連中が、図画狭みをもったり、またはあらゆる望遠鏡を手にして、ちやうどまた船員達が、永く待ちこがれていた旅行の目的地に挨拶しようとして、デッキに殺到した。」(Eine Matrosen-Tagebuch. Marine-Rundschau, Yg. 21, Heft 9, 1910. s. 1189.)

使節団一行の歓喜の情景は、これをみても、髣髴たるものがあるであらう。

以上述べたように、プロシヤ東方派遣艦隊の中で、「アルコーナ」「テーティス」二艦は、いづれも一八六〇年九月四日及び十四日（万延元年七月十九日、二十九日）に江戸湾に、その姿を現わしたのであるが、「エルベ」号は約二ヶ月遅れて（一八六〇年十二月三日）横浜に到着したのである。然るに「フラウエンロープ」だけは、遂に日本にその姿を見せなかつたのである。本来使節オイレンブルグは最初に中国と条約締結の交渉を行う考であつた。それは英・仏両国が、中国との交渉の下準備を整えておいてくれるということを仮定していたからである。然るに当時、イギリス、フランスは中国と戦争状態にあつたので、彼はこの初めの計画を変更して、最初に日本との交渉をなすことに決心したのである。

さてこれより先き一八五九年末より翌年初めに欧州を出航した「テーティス」「フラウエンロープ」「アルコーナ」の三艦は、リオデシヤネロに落ち合つて、一八六〇年六月五日南洋諸島に向つて出発したのである。「フラウエンロープ」は命令によつて独航し、「アルコーナ」及び「テーティス」は途中まで同行したが、蒸気機関を有する「アルコーナ」は船足が早く六月二十六日シンガポールに先着し、「テーティス」は同三十日、「フラウエンロープ」はおくれて八月五日に入港した。最も遅れて出発した「エルベ」号はスピットヘッドよりマディラ群島を経て、八月七日にシンガポールに到着したのである。かくてシンガポールに集合したプロシヤ艦隊は、種々の準備を完了して、我国に向つて出発することゝなつたのである。即ち「テーティス」号は八月十二日、「アルコーナ」「フラウエンロープ」の二艦は同十三日に、それぞれ同港を出航した。「エルベ」号は航海中喜望峰附近で暴風雨にあい損傷を受けたために、その修理の必要上出航が延期され、九月四日に出航しているのである。

次に各艦に乗船した使節団の氏名を記してみる。

(A) 「アルコーナ」号

フリードリッヒ・ツト・オイレンブルグ伯（使節）

フォン・ブランツト、フォン・ブンゼン、アウグスト・ツト・オイレンブルグ伯（使節付官吏）

ルシウス医学博士、フォン・リヒトホーフエン男、ハイネ、シュピース、ビスマルク、

(B) 「テーティス」号

ピエーシエル（公使館書記官）、ウイヒラ、フォン・マルテンス博士、マロン博士（農務省代表）、シヨットミユラ
ー、ベルグ、

(C) 「フラウエンロープ」号

使節団よりの乗船者なし。

(D) 「エルベ」号

ヤコブ、グルーベ、ウォルフ、これらの商業代表者は、本船に商品見本が積みこんであり、且つシンガポールに於いて商業上の関係を取りきめる必要上、長期の滞在を希望したために本船に乗船せしめたものである。同じく商業代表者であるシュピースが「アルコーナ」に乗船して使節と同行したのは、彼がオランダ語をよくしたので、日本に於ける通訳として使用する考えであつたためである。（一八六〇年八月十七日付オイレンブルグより外務大臣宛書翰）

以上の四艘の中、上に述べたように「フラウエンロープ」号は、日本到着の直前、九月二日夜の暴風雨によつて、遂に沈没するに至つたのである。オイレンブルグはその手紙の中で、

「一八六〇年九月三日月曜日、（中略）八時に颱風が襲つて来た。艙口も砲門も残らず密閉してあつたにも拘らず、水の流れは砲廓

と私の船室とに浸入した。私は立つて居ることが出来なかつた、ハインリッヒも同様であつた。私達は水に浮ぶ物は何でもそのまゝに任せざるを得なかつた。間もなく暴風の恐ろしい力は私達を陸の方に吹きつけて、舵は全くきかなくなつて危険な状態になつた。三つの大きい帆が相次いで破れた。三十呎もあるマストの先端が矢のように飛んだ。舷側の美しい二隻のボートは消え去つて見えなくなつた。海水は全艦を洗い、私達は気が遠くなつてしまつた。」(オイレンブルグ上掲書、六一頁)

とその颱風の烈しさを記している。またシュピースも、その恐ろしい体験を詳しく記した後、

「勿論心の中は、体験してきた大惨事にみだされていたが、「フラウエンロープ」号がどうなつたであろうかという問題が、先ず第一に頭にうかんだ。すべての望遠鏡は、帆が発見されないかどうかと地平線を精査したが、徒勞であつた。然し決して未だ真剣に心配する者はなく、私達はその船を江戸湾で発見するか、または近い中にそこで会うだろうと確く信じていた。」(シュピース上掲書、一三一頁)

と記して、僚船の運命を氣遣つていたのである。なおこの「フラウエンロープ」号について、オイレンブルグはその手紙に、次のように記している。

「九月十一日火曜日、(中略)スクーナー船の消息はまだ何も無い。「テーティス」号も未だ到着しない。この両船は、我々の算定によれば、とつくに着いている筈である。この両船のことが非常に心配でならない。云々」(上掲書、七〇頁)

「九月十四日金曜日、今朝「テーティス」号が到着したが、可愛相なスクーナー船については知る由もない。私がこれについてどんなに深く悲しんでいるか、お前達に言うことが出来ない程である。」(上掲書、七二頁)

オイレンブルグは江戸到着の後に、日本政府に対して全海岸について同船の搜索を依頼したのであるが、同船の遺物は全く発見されなかつた。「日本の海岸には人も多く住んで居り、また海に慣れた多数の人々が居る。しかも日本人の几張面さと注意深さを以てしても、打ちあげられた難破船の破片が、またはその他の遺物が、発見されないということ、考えられないことである。然し事実現まで何等発見されていないのである。」と記している。同船と運命を共に

した主たる人々は船長レツケ少尉 (Retzke) 及びフランケ (Francke)、フォン・ホルスト男 (Freiherr v. der Horst) 等であつた。(Die preussische Expedition, I. B. s. 253. Eulenburg, Ost-Asien, Einleitung 参照)

さて一方、この颱風に遭遇したことは、トリエストより電報を以てベルリンに通知されているのであるが、中国の外字新聞には、「フラウエンロープ」と共に「テーティス」号も沈没したという記事が掲載されたために、独乙の人々は大きいこれを案じていたのである。然し十二月中旬に至つて、「アルコール」「テーティス」両艦が、無事に江戸に到着した通知がベルリンに達して、関係の人々を安心せしめたのである。更にまた「フラウエンロープ」に関しては、十二月下旬に、アレキサンドリヤ及びロンドンよりの電報によつて、江戸湾口に於いて遭難したことが、確認されたのである。ロンドン駐在のプロシヤ公使から外務大臣に宛てた十二月二十九日付の電報に、

「十月二十五日付長崎発ロイドの報告によれば、スクーナー船「フラウエンロープ」は全く失われたものゝ如く思われる。同船は江戸湾口附近に於いて、颱風のために沈没したものと推測される。」

とある。またこれより先き、十二月十二日にトリエストよりベルリンに達した電文には、

「日本遠征隊は九月四日江戸に到着した。「フラウエンロープ」号は、遭難したものと思われる。条約締結の見通しは悪い。伯爵の心痛甚だし。」

とある。遙々行を共にした僚船と友人達を、その目的地を目前にして失い、且つ前途には条約締結という難事業があり、しかもそこに幾多の困難があることを知つて、使節オイレンブルグ及び使節団一行の暗胆たる心情を十分察し得るのである。

さてオイレンブルグの条約締結の運動は、これより開始せらるゝことゝなつたのであるが、幕府は国内の不安なる政

治情勢のために、すでに条約を結んだ米、英、仏、蘭、露の諸国以外の国とは条約を締結しないという方針をとつたために、この交渉は困難を極めることゝなつた。九月十四日（万延元年七月二十九日）閣老安藤対馬守信睦を訪問することによつて開始されたこの交渉は、その後約五箇月にわたつて続けられたのである。一喜一憂を繰り返したこの困難なる事業も、オイレンブルグの不屈な決心と不断の努力とにより、また米国公使ハリスの斡旋等によつて、遂に成功するに至つたのである。即ち一八六一年一月二十四日（万延元年十二月十四日）日普修好通商条約及び貿易章程の締結が成立したのである。オイレンブルグ一行の安心と満足とは想像し得るものがあるが、その一方に於いては、彼我ともに悲しむべき犠牲者を出しているのである。即ち我国に於いては、外国奉行掘織部正利熙の自殺事件があり、プロシヤ側に於いては、ヒュースケン（Heusken）の暗殺事件が起つていたのである。両国のこの大なる努力と非常な犠牲とをはらつて締結された条約の交渉経緯について、プロシヤ側の史料による研究が、当然行わるべきであるが、未だ未定稿であるために、これは後日に期し度いと思う。